

令和6年総会、今年は32名参加で行われました
5年度収支決算については適正と認められました

6年度も執行部では各世帯に負担をかけまいと何が必要かと試行錯誤して行きますが集合住宅で生活するには最低限のものがかることで、動力費、町会費をいただいておりますが、その他、自然災害等が起きた時、その他の費用として残す金額を引いたら赤字であります。その穴埋めとして、県と市からの補助金で賄っています。

総会では、町会規約も改正いたしました、改正というよりも追加しました、ここで一番大事なことで、今年度から以前から規約にある罰則を役員会を通して明確にいたします。

その他として、今まで、個人で作成した文章等を、ポストに不法投函数件、これについては今後関係機関に被害届を出して、個人の割り出し、県と相談して厳しく対処いたします。

文章等の配布については、町会私文書とし、これがない文章等の配布についても上にあたります。

規約については、毎戸配布すればよろしいのですが前回毎戸配布した時に何部かがF棟近くに捨てられたこともありますので、入用の方は町会長まで!!

この補助金に報いるためにも、町会活動が必要で、春、夏、秋に行わる、町会一斉清掃については今年度も、各世帯は参加義務と思ってください、毎回のごとくこの日になると決まって用事がある、仕事があるといったことで欠席、中には無断欠席の始末で長年続いてきましたが今年からは無断欠席も罰則対象になりますので当日都合の悪い方は、必ず連絡をくださいこれにより罰則は発生いたしません。

全体的に申しますが、町会のほとんどの方が町会組織がいらないと思っているでしょうが、町会の役割として、災害等が発生したとき、安否確認、炊き出し等を、県が動く当面のあいだ、県と情報を共有して奉仕する、これが町会組織で県からはご理解を頂いています。

団体生活で町会組織がなければ、十数年前と同じく無法地帯と渇して治安が悪化するの言うまでもありませんと思いますが、皆さんいかがでしょうか!!

総会に関わることは以上になりますがこれ以上の情報が必要な場合は町会長まで
令和6年春の町会、河川一斉清掃 (今年は河川参加47名庶務4名) 飲み物が遅れた方には申し訳ございません



6年度第一回目の町会一斉清掃、ほぼ全員参加で行われました、河川一斉清掃については、当町会が出席数では、ダントツ一位で、市から表彰されるかも・・・

このように、人数が多ければあっという間に終わりますので、河川一斉清掃は参加に意味がありますので、次回は7月中頃を予定していますので、ご協力をお願いいたします。

数年にわたり、町会各所で家庭菜園や花壇を作っていました、これについては基本禁止事項の所、県のおはからいで許可されてきましたが、5年度、F棟のある者が、悪意を持って、特定の場所の写真を提出、それに飽き足らず、市へも、どうのこうの・・・この事で、三役と県の課長と改善策を協議した結果、6年度4月からは、町会敷地内の場所を個人で占領することが禁止になりました。ただしC棟奥とE棟奥の一角は、町会で管理する事を条件で許可されましたので、家庭菜園、花壇を作る方はここを利用してください。

このことで長年にわたって県に要望書として出して来た、緑地の管理改善策が、白紙になり、緑地の草刈、除草剤散布といった管理は引き続き町会でやることになりました。このようなことで、現在、F棟の各入口横の花壇、C棟34号区・A棟1号区、中庭の花は5月末まで処分するか、指定場所に移してください。

今まで、楽しんできたものが悪意を持った一人のおがけで、連帯責任を負うことになるわね～。なお、この者の対応は現在県と協議中。

